

(令和2.4.2総研)

東京都又は埼玉県を新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域とする 緊急事態宣言がされた場合の対応

※以下は、裁判所職員総合研修所が企画、運営する中央研修・研究（以下「研修等」という。）及び養成課程に共通する一般的な指針であって、研修等の性質や内容等に鑑み、これと異なる方針を個別に連絡することがあり得る。

1 研修等の準備業務について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都又は埼玉県を新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域とする緊急事態宣言がされ、平日の日中における外出自粛要請が出された場合、裁判所職員総合研修所の実施通達、参加指示等参加候補者選定事務に係る業務その他の研修等の準備業務については、緊急事態解除宣言又は東京都及び埼玉県を上記の実施区域から除外する旨の変更がされるまでの間、中断する（以下、緊急事態解除宣言及び上記の変更を併せて、単に「緊急事態の解消」という。）。

この場合には、下級裁判所における研修等の準備業務の事務も中断されたい。

2 中央研修の実施について

1の場合において中央研修の初日の3週間前の時点で緊急事態の解消がされていないとき、又は1の緊急事態宣言及び外出自粛要請が中央研修の初日の3週間前より後にされたときは、中央研修は中止又は延期とする。

3 養成課程の実施について

(1) 集合研修の開始前に宣言が発せられた場合

緊急事態の解消がされるまでの間、総研における集合研修を実施しない。

なお、参集のために所属庁周辺の住居を引き払う等して所属庁周辺に居所がない者で入寮を希望する場合は、入寮を許可する。

(2) 集合研修の開始後に宣言が発せられた場合

緊急事態の解消がされるまでの間、総研における集合研修を中断する。

(3) 集合研修を実施せず又は中断した場合の学習の内容

緊急事態宣言が発せられた時点のカリキュラムの進捗を踏まえ、別途養成課程研修生に指示する。

4 緊急事態の解消後の措置について

緊急事態の解消後、研修等を実施するか否か等について連絡する。

5 高裁委嘱研修及び自庁研修について

高裁委嘱研修及び自庁研修についても、上記1、2及び4と同様の取扱いとして差支えない。